憲法

政治の実相

第4部　インタビュー③

民主　衆院議員

長島　昭久氏

誤解や論争、明文が必要

――民主党の若手は憲法論議に積極的です。

「昨年の衆院選の初当選組で『創憲を考える一期生の会』を立ち上げた。イデオロギーにかかわらず、ゴールを決めないでどういうリーダーを担いだらよいかを考えれば、議論したい。憲法改正にどういう立場をとるか、約され、改正草案ができれば一番よい」

――改憲ではどこが論点になりますか。

「議論の余地があるテーマは少ない。九条、二院制、新しい人権、地方自治、憲法裁判所の設置ですか。

「基本的に改正すべきだ。戦争放棄の一項は維持すべき原則だが、戦力不保持の二項を読むとの五つ程度だ。九条を除く四つは深刻な議論にならないと思う」

――九条は変えるべきなんで自衛隊があるのか説明がつかない。明文で認める必要がある。三項を設けるか、別章をつくるかはともかく、国連の集団安全保障で積極的に役割を果たす条項が必要ではないか」

「海外に出た部隊が攻撃を受けたときに敵を排除する権利はある。これは国権の発動ではない。私は現憲法でもできるという立場だ。ただ、いろいろな誤解や論争があるので、明確化すべきだ」